

ごかの お知らせ

No.564

役場の代表電話は☎(84)1111です

の良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

【主な規制の例】

・自己の店舗等から離れた場所に表示する場合

・禁止地域（道路の敷地境界から一定の範囲の区域、信号の付近など）や、禁止物件（街路樹、道路標識など）には原則として表示できません。

※自己の店舗等に、店名や取扱商品名などを表示する『自家広告物』については、一定の要件を満たすことで、禁止地域においても表示することができます。

※要件等の詳細については、お問い合わせください。

屋外広告物の表示には 許可が必要です

まちの中には、様々な種類の屋外広告物があります。屋外広告物を表示するときは、原則として許可が必要です。

【屋外広告物とは】

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のこと、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲示されたものなど

○規制について

屋外広告物については、まち

i おしらせ

マムシにご注意ください

○マムシを見かけたら

マムシを発見した場合はそつと離れ、絶対に近づいたり触つたりしないでください。

○マムシの特徴

マムシは全国的に分布し、春から秋に多く見られます。体長が45cm～60cmで胴が太く、尾が短く、頭は三角型のもの

が多く、体色は淡褐色で背中に銭型の楕円形の斑紋があるのが特徴です。

○マムシに咬まれた場合

マムシに咬まられたら、慌てず安静にしてください。必要に応じて消防署（119番）に通報し、救急車を呼び医療機関で手当を受けてください。

○マムシに咬まれた場合の症状

・激しい痛みや、腫れ、出血、皮下出血、発熱、寒気

○マムシ血清備蓄医療機関

・茨城西南医療センター病院

☎(87)8111

・芝田クリニック

☎(84)3881

・馬場医院

☎(84)3721

○お問い合わせ

都市建設課 市街地整備推進室

☎(84)33347 (直通)

○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G

☎(84)3618 (直通)

稲わら等の焼却防止に ご協力を

○稲わら・もみ殻、麦わらの焼却は、地域住民の健康への影響や、延焼による火災の恐れがあります。

稻わら・もみ殻、麦わらは大切な資源です。人と環境にやさしい農業を推進するためにも有効に活用しましょう。

○すき込み

トラクター等での耕耘による水田への有機物供給利用

○マルチ・緩衝資材利用

敷わらによる地表面マルチ、マルチ栽培の緩衝資材利用

○その他

やむを得ず焼却する場合は、必要最小限にとどめてください。また、ご近所の方の迷惑にならないよう、風向きや延焼火災などに十分考慮し、焼却中は圃場を離れずに実施してください。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)25582 (直通)